

【東北6県内のゆうちょ銀行及び郵便局でお支払いができる納入通知書(表面)】

ⓐ マークがついています。

料金後納
郵便

001-0001

盛岡市盛岡 1-2-3-4-5-6-7-8-9-1-2-3-4-5-6-1
方書一二三四五六七八九十一二三四五六七八九十一二三四五六七

水道 太郎 盛岡一二三四五六七八九十一二三四五六七八九十一二三四五六一様



盛岡市 水道料金 下水道使用料 納入通知書

裏面の金額を平成29年 8月29日までに取扱金融機関、取扱コンビニエンスストア又は上下水道局お客さまセンターでお支払いください。

お問い合わせ先
盛岡市上下水道局お客さまセンター
電話 019-623-1411
〒020-0013 盛岡市愛宕町6番8号

平成29年 8月15日 盛岡市上下水道局

L1031 000111376-01 201704-0 123456-123 P. 1

(注)コンビニエンスストアで支払われる方は、宛名部分を切り取ってください。
(注)この用紙は直接機械で処理しますので、汚したり折り返したりしないでください。

口座番号 02220-4-961068 加入者名 盛岡市上下水道事業管理者

ⓐ 盛岡市水道料金・下水道使用料納入済通知書

1708005964000170800596400005 41

000000000000003994000000000000001

水道 太郎 盛岡一二三四五六七八九十一二三四五六七八九十一二三四五六一様

お問合せ番号	使用期間	使用水量			
000111376-01	H29.03.03 ~ H29.04.02	99,999,999 m ³			
水栓番号	水道料金	下水道使用料	合計金額(税込)		
123456-123	999,999,991円	999,999,992円			
口径	世帯数	督促手数料	延滞金	遅延損害金	999,999,999円
999mm	9,992	999,999,993円	999,999,994円	999,999,995円	

H29.04-0

指定納期限 平成29年 8月29日

CVS収納用 (収納代行会社 株式会社電算システム)



※金額を訂正されたもの及びバーコード印刷がないものはコンビニエンスストアでは取り扱いきません。バーコードの読取りができないものはコンビニエンスストアでは収納できません。

領収日付印

上記の金額を領収したので通知します。
盛岡市上下水道局企業出納員様
盛岡市上下水道局 出納・収納 取扱金融機関

取りまとめ店所
〒980-8794 仙台貯金事務センター

(CVS本部控/盛岡市上下水道局控)

口座番号 02220-4-961068 加入者名 盛岡市上下水道事業管理者

ⓐ 盛岡市水道料金・下水道使用料 納入通知書兼領収書

下記合計金額を指定納期限
平成29年 8月29日
までにお支払ください。
平成29年 8月15日

水道 太郎 盛岡一二三四五六七八九十一二三四五六七八九十一二三四五六一様

口座番号 02220-4-961068 加入者名 盛岡市上下水道事業管理者

ⓐ 盛岡市水道料金・下水道使用料 納入通知書兼領収書

下記合計金額を指定納期限
平成29年 8月29日
までにお支払ください。
平成29年 8月15日

盛岡市上下水道事業管理者

盛岡市盛岡 1-2-3-4-5-6-7-8-9-1-2-3-4-5-6-1
方書一二三四五六七八九十一二三四五六七八九十一二三四五六七
水道 太郎 盛岡一二三四五六七八九十一二三四五六七八九十一二三四五六一様

お問合せ番号	000111376-01
水栓番号	123456-123
使用期間	H29.03.03 ~ H29.04.02
合計金額(税込)	999,999,999円

H29.04-0

指定納期限 平成29年 8月29日

収納代行業者
株式会社電算システム

お問い合わせ先
盛岡市上下水道局
お客さまセンター
電話 019-623-1411

領収日付印

(CVS受付店舗控/金融機関控)

お問合せ番号	000111376-01
使用期間	H29.03.03 ~ H29.04.02
水栓番号	123456-123
口径	999mm
世帯数	9,992
使用水量	99,999,999 m ³
水道料金	999,999,991円
下水道使用料	999,999,992円
督促手数料	999,999,993円
延滞金	999,999,994円
遅延損害金	999,999,995円
合計金額(税込)	999,999,999円

上記の金額を領収しました。

金額訂正されたもの及び領収印のないものは無効です。

収納代行業者
株式会社電算システム

お問い合わせ先
盛岡市上下水道局
お客さまセンター
電話 019-623-1411

領収日付印

(お客様控)

収入印紙不要

【東北6県内のゆうちょ銀行及び郵便局でお支払いができる納入通知書(裏面)】

「ゆうちょ銀行及び郵便局」の記載があります。

この納入通知書でのお支払い場所

- 下記取扱金融機関窓口
- 下記取扱コンビニエンスストア(全国)
- 盛岡市上下水道局お書きまセンター

取扱金融機関

本店・支店(本所・支所)

- 岩手銀行 東北銀行
- 盛岡信用金庫 東北労働金庫
- 岩手県信用農業協同組合連合会 青森銀行
- 岩手中央農業協同組合
- 新岩手農業協同組合
- 岩手県信用漁業協同組合連合会
- ゆうちょ銀行及び郵便局(東北6県内に限る)

盛岡支店

- みずほ銀行 みちのく銀行 七十七銀行
- 秋田銀行 高工組合中央金庫

お支払いは便利な口座振替で

○上記取扱金融機関又は全国のゆうちょ銀行・郵便局の窓口でお申し込みください。

○お申し込み時に必要なもの

- ①水径番号、又はお問い合わせ番号(「使用水量・料金等のお知らせ」又はこの納入通知書にも記載してあります。)
- ②通帳(預貯金口座番号のわかるもの)
- ③預貯金口座の届出印

取扱コンビニエンスストア

- セブン-イレブン ローソン
- ファミリーマート デイリーヤマザキ
- ヤマザキデイリーストアー
- サークルK・サンクス ミニストップ
- スリーエフ
- コミュニティ・ストア
- ポプラ 生活彩家 くらしハウス
- スリーエイト
- セイコーマート ハマナスクラブ
- セーブオン ハート・イン
- MMK設置店 K i o X (端末設置店)

ご 注 意

納期限を過ぎたもの、バーコードの表示がないもの、バーコードが読めないなど受付できないもの、又は金額が30万円を超える納入通知書はコンビニエンスストアではお支払いできません。

お近くの取扱金融機関、又は上下水道局お書きまセンターでお支払いくださるようお願いいたします。

金額を訂正した納入通知書はお取り扱いません。

盛岡市上下水道局 019-623-1411

コンビニ収納代行 (株)電算システム

ここからはがしてください。

下水道使用料について

- 1.賦課の根拠

下水道使用料は、盛岡市下水道条例第13条の規定により納めていただくこととなります。
- 2.督促及び延滞金

納期限までに納付されない場合は、次により督促手数料及び延滞金が徴収されます。

 - ①督促手数料 督促状を発送した場合には、1通につき100円。(督促状及び督促手数料の根拠法令：地方自治法第231条の3第1項、盛岡市市税外歳入督促手数料等徴収条例第2条第1項)
 - ②延滞金 原則として、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、使用料の額に一定の割合を乗じて計算した金額。(延滞金の根拠法令：盛岡市市税外歳入督促手数料等徴収条例第3条)
- 3.不服申立て等
 - (1)この処分について不服がある場合はこの通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に市長に審査請求することができます。
 - (2)この処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に市を被告として提起することができます。ただし、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで当該処分の取消しの訴えを提起することができます。

郵 便 局

